

平成25年度市税納期のお知らせ

税は期限内に納めましょう

税金を納める方法

平成25年度の市税納期は下表のとおりです。市からお届けする納税通知書で定められた納期限までに、市税取扱金融機関や市役所で納めてください。口座振替を利用いただくと、納期ごとに金融機関などへ出向いていただく必要も納め忘れの心配もなく安心です。一度手続きいただくと、翌年度以降も継続して自動振替されます。

コンビニ利用も便利です

納付書でのお支払いでは、全国の主要コンビニエンスストアでも、すべての市税を納めることができます。

市内だけでなく、全国どこでも、休日、夜間を問わず納付できますので、ぜひご利用ください。なお、納期限を過ぎるとコンビニエンスストアで納付できません。このような場合は、市税取扱金融機関

または市役所で納付してください。

税金が納められない場合は…

■納税相談

さまざまな事情で納期限内に納めることができない場合は、早めに税務課へご相談ください。

■滞納処分

滞納者については、財産(不動産、動産、給料、預貯金、年金など)を差し押さえ、これらの財産を公売するなどの滞納処分を行います。

■督促について

納期限までに市税の納付がない場合、納期限後20日以内に「督促状」を送ります。督促状1通について、本来納付したく税額とは別に100円の督促手数料を納付いただきます。

延滞金について

■延滞金とは…

納期限を過ぎると、本来納めるべき納税額のほかに、遅延した税額および期間に応じた延滞金も必要となります。

■計算方法

延滞金は、納期限の翌日から1か月を経過するまでは、年7・3%(ただし、特例基準割合が7・3%に満たない場合は特例基準割合による)、2か月目からは年14・6%の割合で加算されます。特例基準割合とは、前年11月末日現在の基準割引率および基準貸付利率に4%を加算した割合です。平成25年は4・3%となります。

※なお、国税における延滞税の見直しに伴い、地方税にかかる延滞金の利率が、平成26年1月1日から変わります。



問い合わせ

総務部税務課(社庁舎)
43・0398

平成25年度市税納期

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
軽自動車税	全 5/31(金)									
個人住民税 (市民税・ 県民税)		1期 7/1(月)		2期 9/2(月)		3期 10/31(木)		4期 12/25(水)		
固定資産税 都市計画税	1期 5/31(金)		2期 7/31(水)		3期 9/30(月)		4期 12/2(月)			
国民健康 保険税			1期 7/31(水)	2期 9/2(月)	3期 9/30(月)	4期 10/31(木)	5期 12/2(月)	6期 12/25(水)	7期 1/31(金)	8期 2/28(金)